

建交労・鉄道本部 申 第4号
2020年4月21日

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 真貝 康一 殿

全日本建設交運一般労働組合
全国鉄道本部
委員長 相木 伸之

新型コロナウイルス感染症に関する申し入れ

新型コロナウイルスによる感染症の拡大に政府は4月7日、7都府県に緊急事態宣言を発令しました。さらに16日、緊急事態宣言を全国に拡大し3密を避け移動の自粛を要請しました。

新型コロナウイルス感染症は社会生活や企業活動にも大きな影響をもたらし、とりわけ労働者にとっては休業・自宅待機などの不安が増大しています。

こうした状況を踏まえ、感染予防はもちろんのこと、万が一感染および接触者として仕事を休まざるを得ない場合の社員の不安等を解消するために、早急に休暇・休業補償の措置を行う必要があると考えます。

当組合は、社員の不安・要望・要求を解決すべく下記のとおり申し入れを行いますので、誠意を持って団体交渉を開催し回答されたい。

尚、回答は文書で回答されたい。

言 己

1. 現時点における感染予防対策及び社内状況について明らかにされたい。
2. 社員に発熱・だるさなどの症状がある場合の対応について明らかにするとともに、どのような症状になったら、出勤できるのか明らかにされたい。
3. 社員に感染者が発生した場合の事業継続及び対策を明らかにされたい。
4. 感染予防としてマスクの着用が不可欠な状況ですがマスクが不足しています。社員全員にマスクの配布を行うとともに、家族が感染した場合のリスクも考え家族分も含めたマスクの配布を行われたい。
5. 会社の指示で自宅待機する場合の勤務認証は有給の「障害」となるが、社員が発熱・だるさ等で休む場合も年休又は保存ではなく、有給の特別休暇を新設し対応されたい。
6. 通勤手段に電車通勤等を利用している社員の自動車等の通勤を認められたい。
7. 運転士の勤務に出勤予備があるが、通勤時のリスクを避けるため自宅予備とされたい。

以 上

建交労鉄道本部申4号「新型コロナウイルス感染症に関する申し入れ」要求趣旨

1. 現時点における感染予防対策及び社内状況について明らかにされたい。
(趣旨) 予防対策は会社として対応していると思うが、現場によってはマスク・アルコール除菌が不足している。先日関連会社のFL社員の感染が確認されたが、現時点での家族も含めた感染者の有無と、発熱等で自宅待機している社員の有無と現状はどうか。
2. 社員に発熱・だるさなどの症状がある場合の対応について明らかにするとともに、どのような症状になったら、出勤できるのか明らかにされたい。
(趣旨) 発熱等がある場合は自宅待機となるが、熱が下がれば出勤してもよいのか。熱が下がって入社後に再度熱が上がって検査したら陽性だったケースなど報告されている。
3. 社員に感染者が発生した場合の事業継続及び対策を明らかにされたい。
(趣旨) 社員の感染が発生した場合は、職場機能を一旦停止して消毒などの処置を行うのか。運転職場であれば列車の運休など伴う。どのような対応を行うのか。
4. 感染予防としてマスクの着用が不可欠な状況ですがマスクが不足しています。社員全員にマスクの配布を行うとともに、家族が感染した場合のリスクも考え家族分も含めたマスクの配布を行われたい。
(趣旨) マスク不足は社会現象となっており入手困難な状況です。職場にマスクは準備されていますが、家族等が感染した場合は社員本人も自宅待機しなければならず、業務に支障をきたします。したがって社員と家族に対し、マスクの配布をお願いします。
5. 会社の指示で自宅待機する場合の勤務認証は有給の「障害」となるが、社員が発熱・だるさ等で休む場合も年休又は保存ではなく、有給の特別休暇を新設し対応されたい。
(趣旨) 社員本人が感染及び発熱等で休む場合は、無給の「病気」となる。年休・保存がない社員がいる場合も想定されるので、会社の指示で自宅待機するケースと同様の勤務認証とされたい。
6. 通勤手段に電車通勤等を利用している社員の自動車等の通勤を認められたい。
(趣旨) 通勤時の感染リスクを避けるためにも、社員が希望した場合は自動車通勤を認める必要がある。
7. 運転士の勤務に出勤予備があるが、通勤時のリスクを避けるため自宅予備とされたい。
(趣旨) 運転士の勤務において「出勤予備」あるいは「日勤」の勤務指定があった場合は、在宅勤務と同様に「在宅予備」とされたい。人との接触8割減の観点からも検討する必要がある。

以 上